流山市立東深井小学校　いじめ防止基本方針

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年７月１０日

　流山市立東深井小学校は、いじめ防止対策推進法第１３条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

１　いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

　　　いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

（２）いじめ防止対策等の基本的な方針

　 いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。また、いじめはどこにでもおこりうること、決して許されるものではないことを強く認識する必要がある。

　 本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の

ない宣言をする。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応に当たり 正確に丁寧な説明を行うとともに、隠蔽や虚偽の説明を行わないこととする。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

２　学校におけるいじめ防止等の対策について

　　　いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のもと、「いじめは許されるものではない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。いじめの防止等を実効的に行うため、以下の取り組みを担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

　（１）構成員

校長及び教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、当該学級担任等から構成し、随時、状況に応じて柔軟に関係職員が参加することとする。また、必要に応じて流山市教育委員会のスクールカウンセラー等の人材派遣を要請する。

（２）活動内容

・いじめの相談・通報の窓口

・いじめ未然防止に関する取り組みと評価

　　 ・いじめ早期発見に関する取り組みと評価

　　 ・いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応に関する協議及び評価

　　 ・いじめが心身に及ぼす影響とその他のいじめの問題に関する児童の理解深化

　　 ・重大ないじめ事案の判断かつ対応内容の確認

　　 ・PTAや地域の関係団体等との連携を図りながらの法の趣旨及び、法に基づく

対応に関わる広報啓発の充実

（３）開催

　　　　　学校職員のみの定例会を月に1回行い、三部会での生徒指導部会にこれを兼

ねる。ただし、いじめ事案発生時は、緊急開催とし、その後も随時開催する。

３　いじめ防止の取り組み

　本校は、「やる気いっぱい・笑顔いっぱい・元気いっぱい」をめざす子どもの姿として、学校教育目標の重点に掲げている。全校児童が、毎日、「笑顔いっぱい」（心豊かな）元気で楽しい学校生活が送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校で組織的に取り組む。

（１）全教育活動をとおしていじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を 年間計画に位置づけていく。

・学級ごとに話し合い、１学期の始まりに「いじめゼロ宣言」を策定する。その後、各学級に掲示し常に意識化を図る。また、職員室前に全学級のいじめゼロ宣言を掲示し、全校でいじめを撲滅しようとする態度を養う。

（２）いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

・「いのちを大切にするキャンペーン」や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を計画的に活用する。

（３）好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

　　 ・あいさつ運動の実施

　 人間関係やコミュニケーションの基本は、挨拶であることを鑑み、児童会の

朝の挨拶運動に加え、各委員会との合同挨拶運動を行い、挨拶の意識付けを行

う。

・ふれあい給食・活動（年８回）を実施し、異学年の交流遊びを行う。

　　 （シスター学級　１・６年、２・４年、３・５年）

４　いじめの早期発見、早期対応の在り方、解消の判断方法

（１）いじめは、日常生活の何気ない中なかで起こるため、教師は、児童の学校生活、

保護者は、家庭生活の中で、児童の暴力や暴言だけでなく、人間関係や生活ぶりにも注視し（休み時間等も含む）、互いに密に連携して早期発見に努める。

（２）いじめ調査を行う。

　 ・定期調査として、委員会からの調査を年３回、学校での調査を年６回「学校生活

アンケート」行う。

・全校で集約し、生徒指導部会で、いじめの実態について詳細に調査し、具体的な

改善策を立てて、組織的に早期対応を進める。いじめの情報が得られた場合、速やかに管理職まで報告し、対応策を協議し、対応に当たる。

（３）いじめに対する措置

　 ・指導者はいじめの指導をするにあたり、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」は加害者と同様に、いじめに加担していることと留意する。

・いじめの情報をつかんだ場合、個別に面談を行うなどして、すみやかに事実の有無を確認する。

・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導（具体的な記録を取って事実確認を行い、いじめに至る背景や心情の理解をする、いじめは絶対に許されないことの再確認）とその保護者への報告助言を継続的に行う。

・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。

場合によっては、スクールカウンセラーの活用や、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。

・いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者

と共有するための必要な措置を講ずる。また、加害者が被害者や通報者に圧力等

をかけないよう、その状況によって発覚元を知らせないなどの措置をとる。

・犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

（４）いじめの解消

　　 ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間が続いていること。この相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとすると判断される場合は、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものである。

　　 ・被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。

（５）いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう次のとおり、

相談体制の整備を行う。また、相談しやすい環境を整えるため、全教員が各学年の児童に関わりを持つ機会を増やす。

1. いじめ相談・通報について

・教育相談担当教諭の活用（状況により市スクールカウンセラーの活用）

・いじめ相談窓口の設置（児童：生徒指導主任、養護教諭　保護者：教頭）

・なやみごと相談委員（教頭、養護教諭）

　　②学校外の相談窓口

・流山子ども専用ホットライン　　　　　０４－７１５０－８０５５

１３：００～２１：００

・24時間子どもダイヤル（全国共通）　 ０１２０－０－７８３１０

　　　・千葉県子どもと親のサポートセンター　０１２０－４１５－４４６

　　　・子どもの人権110番（全国共通）　　　０１２０－００７－１１０

　　　　　千葉県法務内　月～金９：００～１７：００

・ヤングテレホン　　　　　　　　　　　０１２０－７８３－４９７

　　　・千葉いのち電話（24時間）　　　　　 ０４３－２２７－３９００

　　　・チャイルドライン千葉　　　　　　 　０１２０－９９－７７７７

③いじめもしくはいじめの疑いがある場合、発見したものは直ちに通報する。

（６）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

　　・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていく。

・教育活動の中で児童に個人情報の取り扱い方やインターネット、SNSの活用の仕 方についての知識を身に付けさせる機会を設ける。また、児童が主体的に情報社会での生き方について考える活動を行っていく。

５　教育相談体制

　・日常的に児童等との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携して進める。

　・定期には、生活アンケート調査の後、教育相談週間を設けて児童全員との教育相談を行う。

　　・教育相談日の設定…毎月第１金曜日を教育相談日として保護者向けに周知する。

　 ・なやみごと相談箱の設置･･･校長室前になやみごと相談箱を設置し、児童からの　　　　　　　相談を受ける。

　　・教頭と養護教諭をなやみごと相談窓口とし、随時児童からのなやみごとの相談を受ける。

　・市、県のスクールカウンセラー等の協力、助言を得る。

６　生徒指導体制

・いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくことについて活動を行う。

・いじめの早期発見、防止のために月１回の生徒指導部会でも情報交換を行い、共通理解を図った上で多角的に確認する。

　 ・いじめ事案解決に当たっては、担任等が一人で抱え込まず、組織的に行う。

　 担任→学年主任→管理職

７　重大事案への対処

　　 生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

　　・重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。

　・教育委員会と協議の上、事案について生徒指導部会を中心に継続して対応する。

　　・いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係等について電話、必要に応じて、面談等を行い、報告する。

８　いじめ防止にかかわる校内研修の推進

・年間の研修計画にいじめに関しての研修を位置づけ、計画的、組織的に研修を行う。

教職員は、自らの不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰が　いじめを助長する可能性を理解し、日々の指導に取り組む。

・外部講師を招聘する。

・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を目指す。（自己有用感を高め，

いじめを含めた問題行動の未然防止につながるため。）

・学級や学年の取り組みの中で，過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高めることにつながり、いじめを誘発する可能性を理解し，日々の指導にあたる。

・児童の自発的な活動を支援する。

９　保護者、地域、関係機関との連携

・いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

　　・「２４時間いじめ相談ダイヤル」や「子どもの人権１１０番」等の学校以外の相談・通報窓口の活用を推進する。

10　年間計画　（別紙）

11　その他

・いじめ防止基本方針を児童にも周知し、より実効性のあるものにしていく。

・学校便り、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力をえていく。また、学校評価アンケート等を通して、校内のいじめに対する取り組みについて評価を行う。

なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

（付則）この方針は平成２６年４月１日から施行する。

（付則２）平成２９年３月２８日改訂

（付則３）平成３０年３月２３日改訂

（付則４）平成３０年４月１０日改訂

（付則５）平成３１年４月５日改訂

（付則６）令和２年４月１日改訂

（付則７）令和２年7月１０日改訂